

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

第十五条の四 法第九条第一項の規定により、被災自動車（同項に規定する被災自動車をいう。以下同じ。）について、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額の還付を受けようとする当該被災自動車に係る自動車重量税の納税義務者（第十五条の六第一項において「被災自動車の納税義務者」という。）は、災害のやんだ日から四月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、次条第一項に規定する被災自動車確認書及び第十五条の六第一項に規定する自動車重量税納付税額証明書添付して、これを自動車重量税の納税地（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第六条第二項に規定する自動車重量税の納税地をいう。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

第十五条の四 同上

一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二・三 省略

四 当該被災自動車に係る自動車重量税を納付した日（自動車重量税法第十條の三第一項の規定により納付の委託をした場合にあつては、その納付の委託をした日）

一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二・三 同上

四 当該被災自動車に係る自動車重量税を納付した日

五 省略

五 同上

② 省略

② 同上

第十五条の六 省略

第十五条の六 同上

② 前項の規定により自動車重量税納付税額証明書の交付を受けようとする者は、被災地所轄税務署長が前条第一項に規定する確認をした日から一月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に被災自動車確認書の写しを添付して、これを当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係る国土交通大臣等に提出しなければならない。

一 三 省略

一 三 同上

四 当該被災自動車の自動車重量税法第七条第一項の区分及び当該被災自動車に次に掲げる自動車である場合には、それぞれ次に定める事項

四 当該被災自動車の自動車重量税法第七条第一項の区分及び当該被災自動車に次に掲げる自動車である場合にはそれぞれ次に掲げる事項

イ・ロ 省略

五 当該被災自動車に係る自動車重量税を納付した日（自動車重量税法第十條の三第一項の規定により納付の委託をした場合にあつては、その納の委託をした日）

六・七 省略

③ 省略

附則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

イ・ロ 同上

五 当該被災自動車に係る自動車重量税を納付した日

六・七 同上

③ 同上